

29 経営第 3611 号

平成 30 年 4 月 2 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局保険課長

農業経営収入保険に係る税務上の取扱いについて

農業経営収入保険（以下「収入保険という」。）に係る保険料等の税務上の取扱いについて、国税庁課税部と協議した結果、下記のとおりとなったので通知する。ついては、収入保険に加入する者その他関係者に対して周知されたい。

記

1 収入保険の保険料及び事務費について

収入保険の保険料及び事務費は、保険期間の必要経費（個人）又は損金の額（法人）に算入する。

2 収入保険の積立金について

収入保険の積立金は預け金として取り扱われ、課税関係は生じない。

3 収入保険の保険金等について

収入保険の保険金及び特約補填金のうち国庫補助相当分（以下「保険金等」という。）は、保険期間の年又は事業年度分の総収入金額（個人）又は益金（法人）の額に算入する。

なお、農業者が計算する保険金等の見積額により確定申告がなされ、当該見積額と実際に支払われた保険金等の額との間に差額が生じた場合、その差額が少額であるときは、保険期間の年又は事業年度分の所得の金額を是正することに代えて、保険期間の翌年又は翌事業年度分の所得の金額の計算上、当該差額を減算又は加算して調整することができる。